

えひめの環境保全・自然保護活動を応援！！



令和5年度愛媛県「三浦保」愛基金

環境保全・自然保護分野公募事業の実施団体を募集します



愛媛県地球温暖化防止キャラクター
「ストッピー」

県内の環境保全活動及び自然保護活動の活性化を図るため、NPO法人、ボランティア団体、市民活動団体等の非営利団体等が行う環境保全や自然保護に係る自主的な事業を広く公募します。

助成額は、1団体につき
50万円までは全額助成
(最大125万円助成)

- (1) 補助対象経費の50万円以下の部分
→ 補助率10/10以内(全額)
- (2) 補助対象経費の50万円を超える部分
→ 補助率1/2以内(125万円を限度)

○ 対象団体

県内に事務所があり、おおむね1年以上継続して環境保全又は自然保護に関する活動を行っている特定非営利活動法人、ボランティア団体、市民活動団体等の非営利団体(法人格の有無は問わない。)です。また、学校の課外活動等で環境保全や自然保護に関する活動を行う予定のグループも対象となります。

○ 対象事業

(1) 地球温暖化防止を推進する活動

(2) 環境学習を推進する活動

(3) 生活環境を保全する活動

(4) 自然環境を保全し、又は活用する活動

上記のいずれかに該当する事業で、令和6年3月15日までに完了するものです。

ただし、国、県又は市町の助成やその他の公的助成を受ける事業は、対象になりません。

※過去の助成団体やその事業内容は、県ホームページでご覧になれます。

○ 応募方法

所定の公募事業申込書に必要事項を記入し、関係書類を添付の上、**令和5年1月10日(火) 8:30から3月24日(金) 17:15まで(必着)**に、県庁環境政策課 環境計画係に持参するか、郵送、メール、FAXで提出してください。

※すべての応募団体に対して、受付のご連絡をします。提出後5日以内に連絡がない場合は、お手数ですが、県庁環境政策課までお問い合わせください。

○ 審査方法

公募事業審査会でプレゼンテーション等による審査を行います。最終的には、外部委員を含む愛媛県「三浦保」愛基金運営委員会でも審査を行い、対象団体を決定します。

詳しくは、**公募事業募集要領**をご覧ください。

(募集要領は、【<https://miura-aikikin.jp>】にも掲載しています。)

< Q & A >

Q どんな経費が対象になるのですか。

A 以下のような経費です。

費目	経費の具体例
賃金	イベント等で短期に雇用するアルバイトなどの賃金（団体のメンバーに対する賃金は不可）
報償費	講演会等の講師等に対する謝礼、謝礼品（酒類を除く）の購入など
旅費	研修会等の講師招へいのための旅費 研修会参加のための旅費など
需用費	消耗品費（各種用紙、封筒、単価が50,000円未満の物品購入など） 印刷代、写真の現像代、コピー代、燃料費、苗木・種子代など 食糧費（講演会講師の弁当代など）
役務費	通信運搬費（切手、はがき等の郵便料など）、筆耕翻訳料（筆耕料、ワープロ打ち代など）、保険料（ボランティア保険料など）
委託料	イベント等での会場設営、映像ソフト制作など
使用料・賃借料	会場使用料、レンタル料、リース料、バス借上げ代など
原材料費	自然公園等における遊歩道等の補修・整備、観察会の教材作成のための材料代など
その他	上記以外の経費で、特に必要と認められる経費

※なお、団体等の維持管理経費は対象となりません。

Q 備品の購入は、対象になりますか。

A 上記のとおり、物品の購入は、単価が5万円未満の物となります。ただし、その他経費として、当該事業に必要として審査会が特別に認めた場合は、5万円を超える物でも対象となる場合があります。また、5万円未満であっても、審査会で認められないこともあります。

Q 令和4年度に補助を受けましたが、令和5年度も続けて応募できますか。

A 同一団体であっても続けて応募することはできます。ただし、事業は単年度ですので、毎年審査を受ける必要があります。（前年度事業からどう発展させていくのか説明してください。）

Q 学校におけるグループとは、どのようなものですか。

A 学校における課外活動等で環境保全又は自然保護活動を行っているグループです。したがって、通常の授業・カリキュラムのものは、対象となりません。なお、応募に当たっては、学校長等指導的立場の者が申込みを行う必要があります。

< その他 >

この事業は、県議会での予算の議決が前提となります。このため、今後、内容等が変更することもありますので、あらかじめご了承ください。

【お問い合わせ・応募書類提出先】

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県県民環境部環境局環境政策課環境計画係
Tel 089-912-2346（係直通）
Fax 089-912-2344
E-mail kankyou@pref.ehime.lg.jp

※応募書類を御持参になる場合は、必ず事前に御連絡ください。
（庁舎仮移転先を御案内します。）

「三浦保」愛基金のPRへの協力をお願い

事業の実施に際し、チラシや配布資料に「三浦保」愛基金のシンボルマーク及びロゴタイプを表示するなど、基金事業の周知についてご協力をお願いします。

